

## 宮崎日日新聞「くらしの相談」（令和8年6月18日）掲載

- 判断能力に影響が生じた配偶者宛てにカード会社から請求が届き、困っている。

### 【問】

昨年配偶者が急病で倒れ、判断能力を欠く状態になったが、その後、カード会社から督促状が届くようになった。家計は配偶者に任せきりであり、配偶者は複数の機関に銀行口座を所有していたので、通帳の所在などが分からない。カード会社からの督促にどう対応すればよいか相談したい。

### 【回答】

相談を受けた当センターでは、宮崎財務事務所多重債務相談窓口の専門調査員に相談内容を伝えるとともに、今後の対応を依頼したところ、同調査員から成年後見制度や自己破産の裁判所への申立手続の説明がありました。

その後、同調査員が同行して、県弁護士会の無料法律相談で相談したところ、弁護士から配偶者の成年後見人の選任や、異議期間を経て免責が確定する自己破産申立の提案があり、今後、裁判所が成年後見人を選任した後、改めて預貯金調査の上、自己破産申立を行うことになりました。